

令和5年度答申第5号
令和5年12月13日

松戸市教育委員会
教育長 伊藤純一様

松戸市情報公開審査会
会長 後藤仁哉 印

公文書の非開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

平成31年3月8日付け松教生企第360号をもって諮問のあった「平成30年に松戸市いじめ防止対策委員会に諮問された件に関する公文書一切のうち、会議録を作成し決裁終了後に音声データを削除した職員や削除を認めるなどした職員の氏名や職名等やその年月日や廃棄年月日等が分かる公文書一切、音声データの廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。」（以下「本件文書」という。）の開示請求に係る公文書非開示決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答　申

1 審査会の結論

松戸市教育委員会が行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、平成30年11月19日付け公文書開示請求書により、松戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）に対して、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、本件文書に係る公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

処分庁は、平成30年12月3日付け公文書非開示決定通知書により、審査請求人に対して、条例第10条第2項の規定により、本件処分をした。

審査請求人は、本件処分を不服として、平成31年1月4日付け審査請求書により、松戸市教育委員会（審査庁）に対して、本件審査請求をした。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件処分を取り消し、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

ボーンインデックスの提出を求める。

(2) 理由

公文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。開示請求の内容及び請求対象たる事案の性質からして対象文書が全く存在しないとは到底考えられない。

処分庁は、対象文書を極めて限定期的に解しており、条例第3条第1項、第7条本文に違反する。

学校・処分庁によるいじめ自殺の隠蔽に対する追及を妨害するものであ

る。

会議録の反訳書の作成日数等を考慮しても、音声データの短期間での削除は考えられない。削除自体が条例の各規定、精神に反する。削除したことによる情報は取得・作成が法的に義務付けられたものであり、対象文書を保有しているか、保有していないとするとそのこと自体が違法である。

理由付記に不備があり、条例第10条第2項及び第3項、松戸市行政手続条例（平成8年松戸市条例第16号）第8条各項並びに第14条第1項及び第3項に違反する。

4 処分庁の説明要旨

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 理由

平成30年に松戸市いじめ防止対策委員会に諮詢された件に関する公文書一切のうち、音声データを削除したことによる公文書は取得・作成していないため、保有していない。

音声データを削除したことによる情報は、取得・作成することが法的に義務付けられていることについては、そのような法令は存在しない。

議事録の作成は委託していないため、複数職員により複数名の職員により短時間で作成できる。

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例に規定を欠くため適用できない。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例の目的等について

条例によると、市の保有する情報は、これを市民と共有することによって、市民生活の向上や豊かなまちづくりに役立てられるべきものであり、市民と行政がともに協働し、成熟した地域社会を創造するため必要とされる（条例前文）。

また、条例は、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有す

るその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようになるとともに、市民の市政への参加を促進し、市民の理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする（条例第1条）。

実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、この条例に定める公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならない（条例第3条第1項）とともに、公文書を開示する場合においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない（同条第2項）。

(2) 本件文書について

何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる（条例第5条）。その際、開示請求者は、住所、氏名のほか、公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない（条例第6条）。

条例において開示請求の対象となる公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいう（条例第2条第2項）。

処分庁は、実施機関（条例第2条第1項）に該当するため、実施機関の職員が職務の必要上作成し、又は取得した文書であって、当該職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している文書は、組織供用文書に該当し、開示請求の対象となる。

学校教育部指導課は、いじめ防止対策委員会に関する事をその所掌事務としている（松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則等の一部を改正する規則（令和3年松戸市教育委員会規則第1号）による改正前の松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則（平成25年松戸市教育委員会規則第1号）第6条別表。答申時点においては、学校教育部児童生徒課の所掌事務となっている。）ことからすると、本件文書のうち、指導課において保有する公文書は、実施機関における組織供用文書に該当する。

(3) 本件処分（非開示決定）について

条例は、開示請求に対する決定等について

「第10条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならぬ。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならぬ。」

と規定する。

処分庁は、音声データを削除した事実を記録した公文書は取得・作成していないため、不存在であることを説明している。また、その根拠条文として、条例第10条第2項を明示しており、本件処分の根拠及び理由説明として不備はない。

(4) 理由の提示について

処分庁による本件処分によれば、その通知書において、音声データを削除したことに関する公文書を取得・作成していないことを説明の上、その根拠条文として条例第10条第2項を明示しており、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され、本件処分の根拠及び説明として不足するものではないことが認められる。

なお、松戸市行政手続条例第8条第1項本文が、「申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、同時にその理由を示さなければならない」としているのも、処分庁の判断の慎重、合理性を担保して、その恣意を抑制するとともに、理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることを目的としていると解すべきである（昭和38年5月31日付け最高裁第二小法廷判決等参照）。そして、そのような目的は、処分庁に対して、一部開示（非開示）理由を具体的に記載して通知させること（実際には、一部開示（非開示）決定通知書にその理由を

付記する形で行われる。) 自体をもってひとまず実現されるところ、同条例の規定を見ても、一部開示(非開示)理由の証拠まで示す義務を課す趣旨を含むものと解すべき根拠はない。なお、同条例第14条第1項は、不利益処分の理由の提示について、「市の機関は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならぬ」と規定するが、同条例第2条第6号イにおいて、不利益処分の定義から、「申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分」を除外しているため、同条は、本件処分には適用がない。

(5) 意見聴取について

当審査会において、処分庁に対して、意見聴取を行い、本件開示請求に係る文書の存在について確認したが、処分庁の説明に不自然な点は、認められなかった。

(6) 裁量的開示について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例に規定を欠くため適用できない。

以上のとおり、処分庁は、本件開示請求に係る文書を保有していないと認められる。

6 結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年　月　日	内　容
平成31年 3月 8日	諮問書の受理
令和 5年 6月 8日	第1回審査会（諮問の報告）
令和 5年 9月 7日	第2回審査会（審議）
令和 5年10月13日	第3回審査会（審議・意見聴取）
令和 5年11月13日	第4回審査会（審議・理由説明）
令和 5年12月13日	第5回審査会（審議）